

解 決 條 件

全員給料一ヶ月四分の一宛支給

▲若松汽船開盛丸解散手當要求闘争

争議形態 || 交渉

發生 昭和八年二月五日

解決 同年二月五日

所要日数 一日

參加人員 八名

解 決 條 件

各自給料一ヶ月分旅費十圓外に金三十圓支給

▲柄木商事船夫待遇改善闘争

争議形態 || 罷業

發生 昭和八年三月二十四日(啖願書提出)

罷業開始 同年五月二十日(要求書提出)

解決 同年五月二十一日(要求書提出)

交渉回数 六回 同年五月二十七日(争議團解散)

爭 議 概 要

組合組織の壊滅を企圖せる會社が三月二十三日門司廻航を決定せる船隻の船に組合の中心分子五名を乗せしらんとせるに對し此の人選に反対すると共に左記條項の啖願書を二十四日提出

嘆 願 條 項

一、運賃を順當り一錢増額せられたし

二、漂船料は毎月未會社より正確に支給せられたし

三、退職手當制度を制定せられたし

右啖願書を提出して五月十六日迄に數回に亘る折衝を續けたる結果會社側も同志會側の誠意を認めほど解決點に到達せしに會社は突如五月二十日前言を覆へし挑戦的態度に出でた爲め已むを得ず自衛的立場上一大決戦をなすべく直ちに幹部會及從業員大會を召集し左の要求書を手交した。

要 求 書

—(14)—

—(13)—